

## 静岡県告示第107号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

### 2 指定区域

静岡県袋井市諸井字山畑 1686 番、1687 番、1688 番の一部、1689 番の一部、

静岡県袋井市浅羽字平芝3464番13の一部、3464番14の一部、3464番71の一部、3465番2の一部

以上8筆